

1月以降に開始する申告等についてのお知らせ

令和6年分確定申告のお知らせ

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

日時	会場
2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00(土日祝日を除く) ※ただし、3月2日(日)は開場します。	イオンレイクタウンkaze 3階「イオンホール」 越谷市レイクタウン4-2-2

・当日配付の入場整理券が配付終了次第、受付は終了します。
・越谷税務署内には確定申告会場はありません。最新情報は国税庁ホームページをご確認ください。

1月6日(月)から2月14日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。

この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できません(確定申告期間ではないため、事前に予約のある方のみ対応となります)。

申告相談を希望される方は、上の期間にLINEによる入場整理券のオンライン事前発行(国税庁ホームページを参照)を受けた上で確定申告会場へお越しください。



国税庁
ホームページ

税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131 越谷税務署 ☎048-965-8111

毎年、混雑しており長時間お待ちいただく状況です。お急ぎでない方は、スマートフォン又はパソコンでのe-TAXや、事前予約による税務署での申告相談(～2月14日)・レイクタウン会場(2月17日～)のご利用をお勧めします。

- ▶日時 2月3日(月) 9:30～11:00、13:30～15:00
※混雑状況により、受付終了時刻を早める場合があります。
- ▶場所 役場第二庁舎3階301会議室
- ▶対象者 給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方
※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できません。

▶必要なもの

【共通】

- ①令和6年分の「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」(コピー可)
 - ②筆記用具
 - ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名・口座番号の分かるもの
 - ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、本人確認書類*のコピー又は住民票の写し
 - ⑤「マイナンバーカードのコピー(両面)」又は「本人確認書類*のコピー」
 - ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカードのコピー
- *本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

【年末調整が済んでいない方】

- ①～⑥のほかに
- ア. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類
- イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
- ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

【医療費控除を受ける方】

- ①～⑥のほかに
- エ. 「医療費控除の明細書」※事前の作成(領収書の転記等)が必要です
- オ. 医療保険者が発行する「医療費通知」(領収書の転記に代えて添付する場合)

税理士事務所における 無料電話相談

(相談内容によっては有料となります。)

▶日時 2月1日(土)～16日(日)
9:00～11:00、13:00～15:00

▶相談方法 関東信越税理士会越谷支部へ電話。担当税理士を案内

▶対象 公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、令和6年中に退職し年末調整が済んでいない方

問合せ 関東信越税理士会
越谷支部
☎048-962-6131

確定申告に必要な 「利用者識別番号」の事前取得を お願いします！

確定申告をe-Taxで行う方は、税務署で発行する「利用者識別番号」が必要となります。今後、役場で確定申告の際にも必要となる予定のため、利用者識別番号の早期取得にご協力ください。

▶取得方法

e-Taxのページ又は
書面により取得可能。



詳細はこちら→

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

マイナンバーカードとスマホで もっとつながる！e-Tax！

申告書は、マイナポータルアプリと連携することで、簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの収集・保管・入力が不要となり大変便利です。ぜひご利用ください。

※マイナポータルとの連携には、初回のみ事前準備が必要です

※給与情報との連携は、源泉徴収票がe-Taxで提出されている必要があります。



確定申告はこちら



マイナポータル連携はこちら

作成コーナー

